

社会保険料の節減による 経費削減!!

～ 経営者の能力が問われる年がスタート～

経営・人事・教育コンサルタント 藤崎 敏郎

売上の上がらない時代

パチンコホール営業は機械の規制が厳しくなり売上の上がらない時代に突入しました。むしろ上げてはならない時代と言っても良いでしょう。客数の低下を防ぐためには発想の大転換が必要です。台売が上らないことを前提に利益を出す仕組みを作ることが経営者の大きな役割となります。

利益を出す方法の基本は、売上を伸ばす、利益率を高める、経費を削減するという3つです。シンプルに自分の企業にどれができるかを考えて、それぞれの方策を検討して実現しましょう。の売上を伸ばすということや、の利益率を高めるといことは今回の私のテーマから省きます。の経費を削減することということに絞って話を進めます。(もともと私はパチンコホール企業の経営幹部として在職していたときから、売上を上げすぎないこと、利益率を上げすぎないことを主張してきました。客数を上げることが重要だというのがその主意です。また、経費も下げ過ぎないことが必要です。ムダなものは削減してよいのですが、本質的に大切なものまで削減する傾向があるからです。頭を使って効率よく削減することが経営者の役割です。)

経費削減の第一歩は各費用科目それぞれについて、節減できないか個別に検討してみることです。既に、人件費や水道光熱費については社長自ら指導を行っている会社もあるでしょう。機械購入費についてもコンサルタントが入っている会社は指導を受けているはずですが、ここではそれ以外の部分について触れていきます。重要だけれど店長では権限がなく難しいので、経営者自らが行わないとならないこと

うのも良策ですが。)

健康保険組合の設立による 節減策!

あまり、知られていない社会保険料の節減策として健康保険組合を会社で設立するということがあります。このようなことこそ経営者自らが働きかける重要な経費削減策だといえます。企業が独自に健康保険組合を作ると、健康保険料を安くすることができるとは、健康保険組合の加入により、1000人規模の会社で毎年4700万円が節減できた例もあります。

パチンコホール企業で独自に設立した例はまだありません。今、検討中の会社はあります。ただ、パチンコホール企業でも単独で健康保険組合を持っている企業はあります。それは昔に他の業種を主体として行っていた企業が、その業種で設立したものだそうです。

それから、既存の健康保険組合に加入する手段もあります。パチンコという業種では加入することはできません。複合でスパーマーケット等を持っている企業が、スパーマーケットの健康保険組合に加入したケースはあるそうです。

健康保険組合とは

健康保険は政府管掌健康保険と組合管掌健康保険に分かれます。一般的に政府管掌健康保険は中小企業対象です。組合管掌健康保険は大企業対象といわれています。日本の大企業の大半は独自に健康保険組合を持っています。テレビでコマーシャルを流し

を重点的に説明します。

例えば、社会保険料です。費用科目では福利厚生費の分類で法定福利費に入ります。優秀な経営者でも法定福利費となると、これは法律で決まっているから削減しようがないと思っている人が多いようです。だから、何の削減策も打っていません。ところがもう一つの福利厚生費の分類の法定外福利費の方は削減しようと思えます。これはその会社独自の社員の福利厚生のために使う経費です。人事政策の上で社員の定着率を上げなければ企業の存続は難しい時代です。だから、法定外福利費の削減は非常に問題があると言えます。これを削減すると社員の会社に対する信頼感が無くなります。すぐに経費が削減できそうですが、そのことにより定着率が悪くなります。優秀な社員ほどこの法定外福利費の削減があると転職を開始します。結果として新しく社員を採用しなければならぬので募集費や教育費が上がるようになります。だから法定外福利費の削減は要注意なのです。むしろ、優先的に下げなければならぬのは法定福利費の方だと私は考えています。これは、パチンコ業界では、あまり知られていません。何故かという、社会保険労務士のような人事労務の法律に詳しい者しか説明できないからです。では、法定福利費の項目は何が該当するのでしょうか。

法定福利費の節減!

健康保険・厚生年金・雇用保険等の保険料は本人も負担していますが、会社も負担しています。この会社負担分のことを法定福利費と言います。つまり社会保険料のことです。この社会保険料ですが、社会保険労務士のような専門家にコンサルティングを

ているような企業や上場している企業の大半は自社で設立してその恩恵を受けているのです。

メリットは、健康保険料率を独自に決められるので安くすることができるということです。健康保険料は会社も半分負担していますが、それが安くなるのです。だから、前述した4700万円の節減ということが実現するのです。法律をきちんと守っているながら節減できるのです。

この健康保険組合の利点はさらに、独自に社員の福利厚生として、病気になるたびに費用の援助等を付加して行うことができます。例えば、今は社員の妻が出産すると一時金として35万円の支給が政府管掌健康保険から出されますが、組合管掌健康保険だとさらに追加して支給するということができます。

健康保険組合の設立要件

一つの企業で設立しようと思った場合は700人以上の健康保険の加入者が必要となります。規模の要件です。これは子会社を含めてもかまいません。複数の社長の違う企業が集まったの設立もできます。この場合は3000人以上となります。この場合は設立母体となる何らかの法人が必要となります。(この人数ですが、多ければ多いほど認可されやすくなります。)

これからの見通し

この健康保険組合の設立には厚生労働省の認可が必要ですが、通常はそのための提出書類の準備等で設立実現までに約1年間かかります。そして、社内の人材だけで書類の作成をして役所と交渉するのは難

受けると独自の節減方法があることが分かります。

年俸制の社員がいるケースの 節減策!

例えば、厚生年金保険料ですが、保険料率は14.642%です。給料が高くなるほど多く社会保険料も払わないとなりませんが、上限額があるのです。つまり、給料62万円以上は一律の保険料額となります。70万円でも100万円でも同じ金額の、45390円が毎月の給料から控除されています。会社も同額を負担しています。ボーナスからも同じ保険料率で厚生年金保険料が控除されています。この毎月の給料と賞与の組み合わせの割合を変えることで厚生年金保険料の節減ができるケースがあります。それは、給料が毎月一定であるような年俸制の幹部社員です。

年俸制のケースでは、年俸を12等分して毎月支給していると問題はないのですが、夏と冬の支給分を多くしている企業が多いのです。16等分して夏と冬に3ヶ月分を支給しているのです。するとこのようなことが起こるかという、年俸1000万円以上あるような人だと、会社の社会保険料の負担が年間約15万円程度増えるのです。幹部社員が多いような企業でこのような社員が10人いると15万円×10=150万円増えることとなります。また、役員で夏と冬に賞与の支給があるような企業では、この賞与部分は社会保険料の節減という意味では毎月の報酬に入れるほうが良いでしょう。両方の例とも毎月社会保険料の計算となる給料の上限額があるというのがその理由です。(役員のモチベーションを上げたという意図を重視するならば賞与を支給するとい

しいので、健康保険組合設立のプロのコンサルタントに委託することになります。当然にコンサルタン卜料もかかります。だから、簡単に結果が出るようなことでもありませんが、健康保険組合の設立が達成されると健康保険組合の運営が赤字にならない限り保険料の節減が続くこととなります。今年度末にはいずれかのパチンコホール企業が健康保険組合の設立をなしとげると予測しています。それを契機に健康保険組合の設立を目指すパチンコホール企業が続出すると思われます。(1社でなくても複数の企業が集まれば設立できるので、各社が集まっている団体が主導すれば可能だからです)

**保険料節約のポイントは
気づくこと**

今回この原稿を読んでいた方は、何らかの気づきがあったでしょう。このように経費の節減には法律の細かいところまで知っていなければ分からないことがあります。だから、専門家にアドバイスを受けることが必要なのです。税理士、社会保険労務士と懇意になり、相談をしてください。必ず、顧問料以上のメリットを与えてくれるはずです。

そして、そのアドバイスを受けようという気づきを得るために、社長や幹部社員は自社の例えば社会保険の運用に関する基本的なことは理解していなければなりません。今年には店舗の店長の能力が問われる年だけでなく、経営者の能力が問われる年になります。店長と同レベルのことしかできない社長や幹部社員

の会社は倒産のリスクが大きくなるでしょう。社会保険料の節減策のさらに具体的なことは次号に掲載いたします。(すぐに節減したいという方は当事務所に連絡下さい。)

【参考資料】

健康保険の保険料の比較例(年間での節減の例)
*一人当たり平均標準報酬月額28万円で計算(年収は336万円)

人数 (健康保険 加入人数)	大手企業 健康保険組合例 保険料率 68%	政府管掌 健康保険 保険料率 82%	その差額 14%
1000人	228,480,000円	275,520,000円	47,040,000円 *半額負担で 企業は 約2350万円 の節減
100人	22,848,000円	27,552,000円	4,704,000円

*100人の健康保険加入者の企業でも、健康保険組合に加入することができると約235万円の年間での経費の節減ができます。(ただし、この大手企業健康保険組合の保険料率ですが、それより少ない健康保険組合もあります。健康保険組合の運営が順調ならこの例以上に下げることが可能なのです。)

ふじさき・としろう

大阪市立大学卒業。イトーヨーカドー入社後、関東のパチンコチェーン店にスカウトされる。経営計画室長として、店舗マニュアルの作成・営業指導・社員研修を行う。その後営業担当部長として、全店舗の指導・競合店対策・不振店対策を行う。現在は、社会保険労務士としてパチンコ企業の人事・労務システムの作成、就業規則などの作成を行う。コーチングを生かした社員教育は好評。
ご連絡はホームページ
http://www.p-roumu/ または携帯 090-6044-3307よりお願いします。